

## 第3章 計画の推進・評価体制

### 1 地域福祉計画の推進・評価体制

#### (1) 計画の推進体制

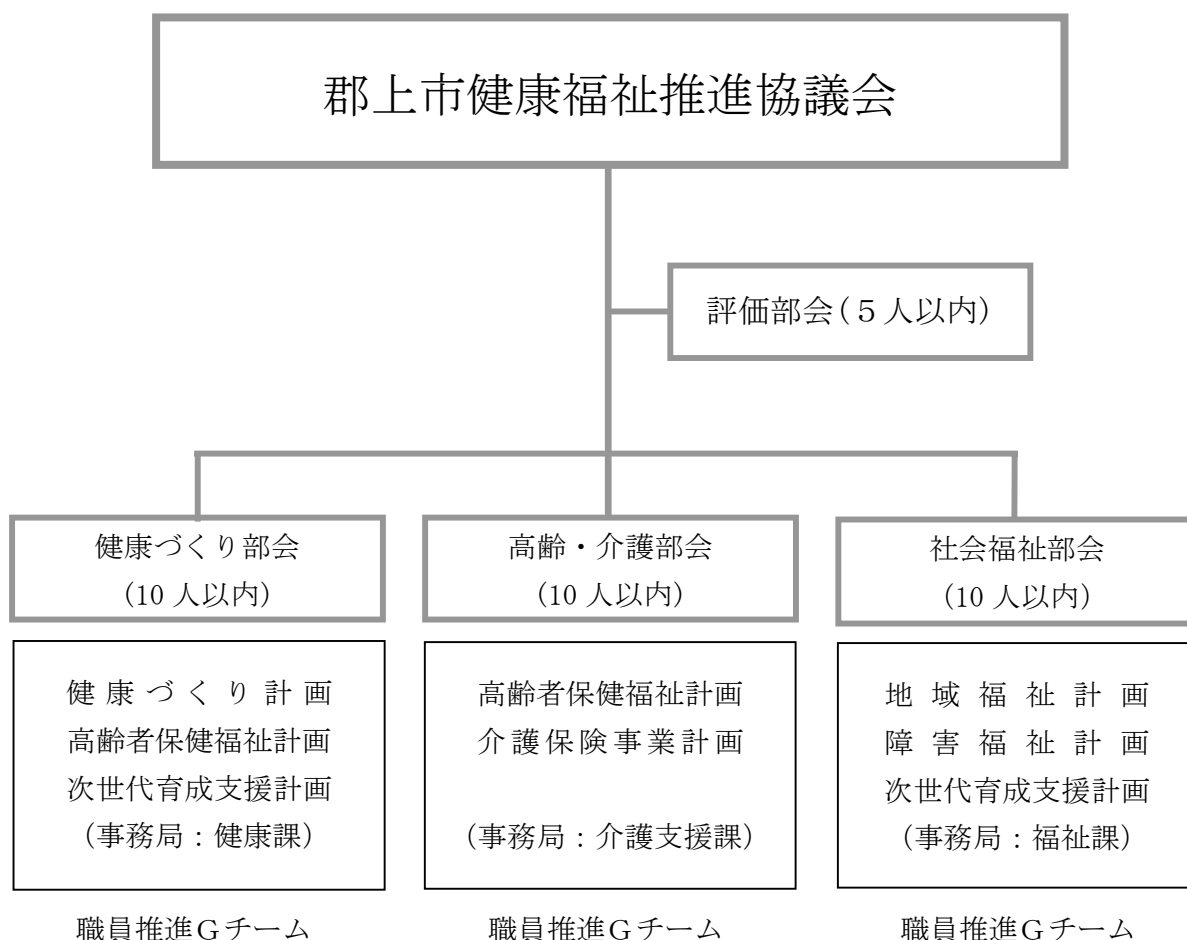
本計画の推進を図るため、地域住民、市内関係団体、事業者、社会福祉協議会および行政の協働のもとで、平成19年4月から設置される健康福祉推進協議会において、各事業の実施状況を把握・評価しながら改善・見直しを行っていきます。

#### (2) 健康福祉推進協議会の社会福祉部会設置

本計画は、健康福祉推進計画の第2次策定として位置づけられているため、健康福祉推進協議会の社会福祉部会において、関連する個別計画、地域福祉活動計画との整合性を図り、全庁的な連携のもと各事業が円滑に進められるよう調整を図ります。

#### (3) 評価部会の設置

本計画の進捗状況が確認でき、その結果が評価できる計画とするため、健康福祉推進協議会の評価部会において、市民参加および学識経験者などの参加を得ながら評価していきます。



## 2 地域福祉活動計画の推進・評価体制

本計画の推進に当たっては、社協職員を中心とした推進チームと、市民が中心となった推進チームが連携を取り合い、協働しながら、本計画を推進します。計画の実施状況に対する評価は、別に評価体制を設けて行います。

### (1) 推進体制

#### ① 社協職員の推進体制

地域福祉活動計画の策定に関わった職員による地域福祉活動推進0チーム（社協事務局および地域福祉係で構成）に各事業の職員を加え、新たな職員チームを作ります。この新たな職員チームが本計画に位置づけた事業を行うことによって、計画を推進します。特に、重点事業と位置づけている支部社協づくりに向けた支部社協準備委員会の設立や、地域懇談会の開催には、社協の職員が関わります。

また、定期的に事業の実施状況の評価した上で（モニタリング）、市民の推進体制への支援を行い、市民の推進体制との協力体制を整えます。

#### ② 市民の推進体制

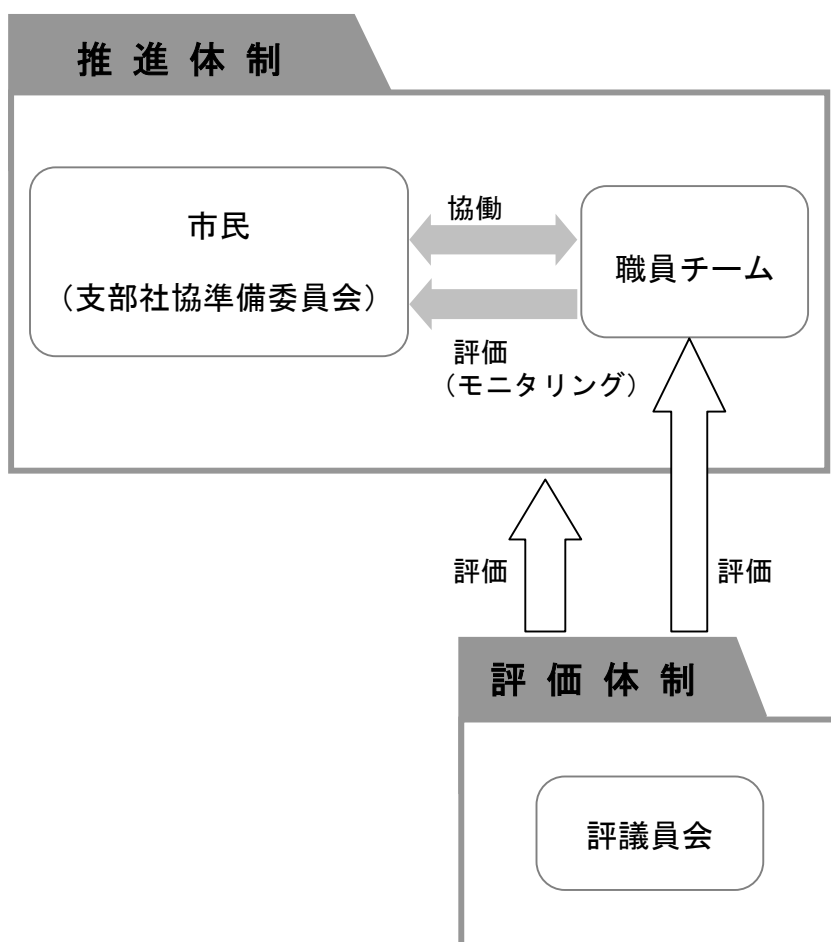
郡上市社協では、本計画で「支部社協の体制づくり」を重点事業に位置づけています。そのために、まず支部社協準備委員会を設けていきます。そこで、支部社協準備委員会を本計画の推進体制と位置づけます。本計画を支部社協準備委員会に理解していただくことにより、市民の立場として計画を推進していただきます。支部社協準備委員会の設立にあたっては、各団体の代表者の他に、本計画の策定に関わっていただいた市民会議のメンバー、公募の方を含めて、より広い範囲の地域の方に参加していただけるように進めます。

支部社協準備委員会では、毎年度当初に会議を行い、当該年度に実施していきたいことを話し合います。年度終了時には活動内容を振り返り、良かった点、あまりうまくいかなかった点を確認します。その上で次年度の活動につなげます。この会議には、社協の職員が運営の支援を行います。

また、支部社協準備委員会を中心に代表を募って、本計画全体を推進するための組織を設けるよう、検討します。社協職員を中心とした推進チームと連携・協働しながら、市民の立場から計画を推進するための検討や取り組み、提案を行います。

## (2) 評価体制

地域福祉活動計画の実施状況に対する評価は、社会福祉協議会の評議員会が行います。評議員会は、計画の推進を行っている職員チームに対する評価と、推進体制全体に対する評価を行います。



### 3 社会福祉協議会の基盤整備計画

#### (1) 社協活動の方針

郡上市社協が目指す地域福祉活動は、そこに住んでいる人たちが作る「地域の福祉力」をいかに高めるかを常に追求し、チャレンジすることです。言い換えれば、地域の自立にどれだけ貢献できるかということです。そのためには、地域において、出会い・共有・構想・協働および専門的支援がうまくかみ合い、住民主体の活動を支援することが必要です。そこで、この5年間の重点事業として住民主体の地域づくりを目指し、「支部社協の体制づくり」を掲げています。

社会資源であるボランティア団体や当事者団体の組織化は、社協が行うのではなく、当事者の方によって自立した組織として立ち上がる手助けを社協が行います。ボランティアについてはその概念が多様化し、義務的なものや報酬を伴うものも一律にボランティアとして、都合のいいように使われている傾向があります。郡上市社協では、ボランティアを人間が営む生活の一部、または一場面ととらえており、その活動が確実、継続的なものになるよう支援します。法的にも責任を持つ活動としたい場合は、NPOの法人格を取得するよう支援します。

郡上市社協では、介護保険事業所や障害者自立支援事業所を十数ヵ所経営しています。社協が経営する事業所は、経営利潤や効率のみを追求するのではなく、どれだけ利用者のためになれるかを追求する事業所になります。他の事業者が対応しにくい地域への経営参加を進んで行います。また、施設と住民・地域の垣根を無くし、地域福祉活動を積極的に行う事業所を目指します。

地域住民と常に協働していくことが社会福祉協議会活動の根本原則であるので、住民の方から「無いと困る」、「必要だ」と言われる社協を目指します。

#### (2) 基盤整備計画

##### ① 役員等の組織

###### 理事会

理事会は、法人運営の執行機関であり、事業の意志決定や経営に責任を負う役割があります。合併し、地域や人口規模が大きくなるとともに、経営規模も大きくなっています。そのため、実質的に社協経営に参画でき、地域福祉の社会的責任が十分果たせる選任方法や、常勤理事の設置などの役員組織の強化について、今後検討していきます。

###### 監事会

監事は、理事の業務執行状況の監査、法人財産の監査が主な職務です。社会福祉法人としての法定業務、社協の性格や活動を理解しての監査、そして複雑高度化している財務会計に対する会計監査ができる専門家が必要になってきています。そのため、こうした要求にあうよう、選任方法について検討していきます。

### 評議員会

社協活動の推進は、住民参加、住民の総意という形で進めていく必要があります。評議員の選任にあたっては、地域の住民やボランティア団体、市民活動団体など、幅広い分野からの選出ができるよう検討していきます。

### 委員会

地域に開かれた社協活動を実現するために、公募委員や専門家などが直接参加できる仕組みを検討していきます。

## ② 事務局体制

### 事務局・職員体制

現在事務局は、総務係、事業係、地域福祉係の3係制をとっていますが、業務分担と係間の連携システムを明確化する必要があります。合併前の旧町村ごとに地域福祉を担当する職員を配置していますが、職員数は小地域に1名よりも大きな地域に複数名の方が、マンパワーとして効率が良いと考えます。今後は、地域福祉事業の実施範囲として、市内を南北2つに分けることや、市全域で行うことが中心となるので、地域福祉を担当する職員をまとめて配置する方向で検討します。

今後、事業所における地域福祉をより一層進めていくため、介護保険および障害者自立支援事業所にも地域福祉担当職員を配置していきます。

人員は、事業規模に即した配置を前提にマンパワーを投入し、他部署との連携協力がとれる体制を目指します。介護保険事業などは、独立採算制が基本となるため、雇用形態の工夫や労務管理体制の強化を進めます。

### 職員の資質

郡上市社協では、福祉のまちづくりを行うコミュニティーワークや直接市民である利用者と接する介護保険事業、障害者自立支援事業を行っています。相手の立場に立ち、優しく接することができることを基本とします。コミュニティーワークの技術や相談援助の技術、集団・個別援助技術、介護技術などを強化できる研修体制を整えます。職員のやる気が資質の向上に大きく関与すると考え、資格の評価や人事考課を導入し、やりがいのある職場づくりを目指します。

### ③ 自主財源について

#### 社協会費

地域福祉活動および法人運営の貴重な自主財源として、社協会費を各世帯より年間1口、1,000円を基準にいただいています。現在は、自治会にお願いして社協会費を徴収しています。また、企業・事業所に対しては賛助会費の募集を行っています。社協会費や賛助会費のあり方としては、社協を知って活動を理解して頂いた上で、住民や企業の方が進んで会費を納めていただけるよう目指します。

今後、地域福祉活動計画の推進とともに、地域福祉事業の効果的な展開を図り、すべての人が地域で自分らしく暮らせる福祉のまちづくりの実現を目指します。

#### 共同募金

赤い羽根共同募金は、ボランティアやNPO活動の支援をはじめ、社協や福祉施設などが行う民間の社会福祉事業に配分されます。県全体に配分される部分と、一般配分金として郡上市社協に配分される部分があります。

一般配分金は、郡上市社協における地域福祉活動の重要な財源となります。この配分金は、支部社協活動をはじめ、広報誌の発行、各種講座および社会福祉大会の開催、福祉推進校活動助成事業や福祉文化カレッジなどの事業に活用しています。配分金は募金額に応じて配分されますので、年間の活動費を確保するには、現在の水準を維持することが必要となります。また、その活動を広く市民に理解していただくことが課題となります。

### (3) 基盤整備計画の策定にあたって

郡上市社協の基盤整備計画は、法人の経営体制および活動の方針を示すものです。地域福祉活動計画とは性格を異にすることから、平成18年度に「基盤整備推進チーム」を設置しました。「基盤計画推進チーム」は、社協が組織する委員会である総務財政委員会（理事と評議員で構成）に中部学院大学短期大学部講師、社協会長、事務局長、事務局次長、事業係長、総務係長をメンバーに加え、20名で構成しました。18年度中に6回の協議を行い、基盤整備計画を策定しました。